一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成九年十一月七日農林水産省告示第千六百五十九号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成八年十月二十二日農林水産省告示第千六百九十一号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成八年十月二十二日農林水産省告示第千六百九十一号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成八年十月二十二日農林水産省告示第千六百八十九号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに室戸市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成八年十一月七日農林水産省告示第千七百十一号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに四万十市役所及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供やす。）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１３２号

茨城県水戸市住吉町50番地の15

債務者　三瓶　忠夫

1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中本　義信

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月８日午前11時

5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで

水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１３３号

茨城県水戸市住吉町50番地の15

債務者　三瓶　純子

1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中本　義信

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月８日午前11時

5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで

水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２１０号

奈良県北葛城郡河合町広瀬台２丁目７番地19、前住所奈良県北葛城郡上牧町大字上牧816番地１　（111－30）

債務者　スタジオ・ヘルメスこと　鈴木　禎夫

1　決定年月日時　平成27年10月14日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　荒木　秀夫

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前11時５分

5　免責意見申述期間　平成28年１月18日午前11時５分

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２１４号

奈良県大和高田市甘田町12番４号

債務者　ヘアーサロン　ＡＬＰＨＡこと　西川　勉

1　決定年月日時　平成27年10月13日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　前川　典彦

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前11時

5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２１１号

埼玉県熊谷市籠原南３丁目26番地

債務者　矢吹　妙子（旧姓小林）

1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　髙橋　和久

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月12日午前10時20分

5　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１０４６号

名古屋市北区志賀本通２丁目５番地　サンクレイドル志賀本通403号、従前の住所愛知県春日井市堀ノ内町３丁目９番地６　グランデオス106号

債務者　野々川奈保

1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　森　亮太

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午前10時35分

5　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２８４号

名古屋市西区比良４丁目287番地　こころ比良、従前の住所名古屋市西区名駅２丁目26番15号

債務者　長谷川洋子

1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宮本　真志

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月20日午後１時40分

5　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで

名古屋地方裁判所民事第２部